

<質問> モデルロケットに使用するエンジンは、花火と同じですか。

<JARの回答>モデルロケットに使用するエンジン（A型～C型エンジン）と花火はどちらも黒色火薬を使用していますが、次のようにちがいます。モデルロケットで使用するA型～C型エンジンは、火薬類取締法ではがん具煙火の分類です。このことから一般には花火ですが、これを統括している公益社団法人 日本煙火協会では、すべての花火は、愛知県にある「がん具煙火検査所」で自主的に検査を実施しています。モデルロケット用エンジンも米国から輸入したさい、当協会が、がん具煙火検査所で火薬量と組成が、がん具煙火であるかを検査依頼したところ、「花火は鑑賞の用をなすもの。モデルロケットは教育の用をなすもの」従って、観賞の用をなす花火を検査するのが当施設なので、教育の用に使用するモデルロケットエンジンは、当施設では検査項目に該当しないので検査出来ない。となり、当協会で検査施設を借り自主的に検査をいたしました。現在は細谷化工株式会社（東京都あきる野市）という、自衛隊の装備を製造している会社に検査を依頼しています。このような経緯から、法令では「がん具煙火」ですが、教育用教材として花火ではないため、全国の花火禁止となっている公的な公園でモデルロケットは使用可能となります。

-----***-----

これに追記すれば、下記の文章があります。

多分に、エンジンの輸送等に関して、火薬等取り締まり法（正規な名称は別にして）で、なにか制限/規制/違法な事に抵触しないかと言う懸念を持つ人もいます。

これを取り払う一助になる文章/通達が下記のようにあります。

上記のメッセージも含め、模型用ロケットエンジンの使用や輸送に於いては、注意事項（法規）を遵守して使用できると判断出来ます。

-----*****-----

*****模型ロケット等を内容とする郵便物の取扱いについて*****

【趣旨】

火薬量が少量の模型ロケット、並びに模型ロケットに用いられる噴射推進器及び点火具(以下「模型ロケット等」という。)のうち、下記の条件を満たすものについては、安全であると認められることから、昭和22年通信省告示第384号郵便法第14条第1号の爆発性、発火性その他の危険性のある物1の(4)火工品類中、玩具煙火には含まれないものとして取り扱う。

模型ロケット等の条件

以下の(1)～(3)に掲げるもので、「日本モデルロケット協会(JAR)の法廷基準検査合格証(別紙1)がちょう付されているものであること。

(1)平成7年通商産業省告示第578号模型ロケット並びに模型ロケットに用いられる噴射推進器及び点火具を定める告示(別紙2)(以下「模型ロケットに関する告示」という。)

第1条に規定する模型ロケット。

具体的には、下記(2),(3)及びバルサ、紙又はプラスチック製の模型ロケット本体から構成される模型ロケット組立セット。

(2)昭和25年通商産業省令第88号火薬類取締法施行規則(月1紙2)(以下「火取規則」という。)

第1条の5第7号及び模型ロケットに関する告示第2条に規定する噴射推進器。

・種類名:がん具煙火指定(成分:黒色火薬)モデルロケット用エンジン

・1個の火薬量が20g以下。通常は3個1組(60g以下)となつている。

(3)火取規則第1条の5第8号及び模型ロケットに関する告示第3条に規定する点火具

・種類名:がん具煙火指定(成分:黒色火薬)モデルロケット用イグナイター

・1個の火薬量が0.1g以下。通常は3個1組(0.3g以下)または6個1組(0.6g以下)となつている。

引受方法

模型ロケット等を内容とする郵便物が差し出されたときは、次の(1)～(5)に掲げる条件を具備していることを確認する。

(1)上記2の条件を具備していること。

(2)火取規則第56条の3の2第4号に適合するように、噴射推進器と点火具が互いに接触しないように包装されていること。

(3)航空機又は船舶による運送が予想される場合は、上記(2)に加えて、昭和58年運輸省告示第572号航空機による爆発物等の運輸基準等を定める告示(別紙3)別表第4中「その他の可燃性固体(有機物)(他の危険性を有しないもの)で危険性の程度の等級が2であるもの」としての運送条件に適合するように、容器に収納し又は包装されていること。

(4)郵便物の重量が8Kgを超えないものであること。

(5)郵便物の表面に「模型ロケット等在中」の文字を朱記したものであること。

なお、(1),(2)及び(3)については、差出人に口頭で確認すれば足りるものとする。

実施日

本件取扱いは、平成8年9月2日から実施する。

その他

本件模型ロケット等については、現在、別紙4に掲載の取扱店から差し出される予定である。

信越郵政局報 26324 No.6306 (8.8.28) より引用